

において、第九条第一項中「第二十七条」とあるのは「第八十三条」と、同項、第十九条、第二十九条、第三十条第一項及び第三十一条中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と、第十四条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

第八十六条 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、介護予防訪問リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働き掛けに努めなければならない。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十七条 理学療法士等の行う指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、第七十九条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じた情報の収集その他の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

二 医師及び理学療法士等は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、当該サービスの提供を行う期間等を定めた計画（以下「介護予防訪問リハビリテーション計画」という。）を作成すること。

三 介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成すること。

四 医師又は理学療法士等は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、当該利用者の同意を得ること。

五 医師又は理学療法士等は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付すること。

- 六 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行うこと。
- 七 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要な事項について、理解しやすいように指導し、又は説明すること。
- 八 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつて行うこと。
- 九 理学療法士等は、利用者ごとに、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告すること。
- 十 医師又は理学療法士等は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供を開始した時から当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了する時まで少なくとも一回、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
- 十一 医師又は理学療法士等は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。
- 十二 医師又は理学療法士等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うこと。
- 十三 第一号から第十一号までの規定は、前号の介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

第六章 介護予防居宅療養管理指導

第一節 基本方針

第八十八条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士等（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対し、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、これらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

第八十九条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たる従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次の

とおりとする。

一 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 次のとおりとすること。

イ 医師又は歯科医師 一以上

ロ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士等又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

二 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 薬剤師を一以上置くこと。

三 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この章において同じ。）である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 看護職員を一以上置くこと。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第九十一条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三節 設備に関する基準

第九十条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であつて、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有し、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第九十二条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第九十一条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防居宅療養管理指導事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額及び当該指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と健康保険法第六十二条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち当該指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じな

いようにしなければならない。

- 3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第九十二条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業ごとに、運営規程（次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。）を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- 五 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第九十三条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間（第三号及び第四号に掲げる記録にあつては、二年間）保存しなければならない。
 - 一 次条において準用する第二十条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 二 次条において準用する第二十四条の規定による市町村への通知に係る記録
 - 三 次条において準用する第三十五条第二項の規定による苦情の内容等の記録
 - 四 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及びその際に採った処置についての記録
- 3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、第一項の諸記録のうち介護予防サービス費及び特例介護予防サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

(準用)

第九十四条 第九条から第十四条まで、第十七条、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十四条、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第五十四条及び第六十九条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第二十七条」とあるのは「第九十二条」と、同項、第十九条、第二十九条、第三十条第一項及び第三十一条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防居宅療養

管理指導従業者」と、第十四条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十九条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針)

第九十五条 指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、介護予防居宅療養管理指導の目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第九十六条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、第八十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対し介護予防サービス計画の作成等に必要な情報を提供し、及び当該利用者又はその家族に対し介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。
- 二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、当該利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導し、又は助言すること。
- 三 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めること。
- 四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要であると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、当該介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報を提供し、又は助言すること。
- 五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。
- 六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、原則として、情報提供又は助言の内容

を記載した文書を交付して行うこと。

七 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記載すること。

2 薬剤師、歯科衛生士等又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう適切に行うこと。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し療養上必要な事項について、理解しやすいように指導し、又は説明すること。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、当該利用者に対し適切なサービスを提供すること。

四 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

3 看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対し介護予防サービス計画の作成等に必要な情報を提供し、並びに利用者からの療養上の相談に応じ、及び当該利用者に対し療養上の支援を行うこと。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し療養上必要な事項について、理解しやすいように指導し、又は助言すること。

三 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。

第七章 介護予防通所介護

第一節 基本方針

第九十七条 指定介護予防通所介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第九十八条 指定介護予防通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防通所介護の提供に当たる従業者（以下

この節から第五節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供日ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護師又は准看護師(以下この条及び第六節において「看護職員」という。) 指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が、利用者(当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護及び指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が十五までの場合にあつては一以上、利用者の数が十五を超える場合にあつては十五を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 機能訓練指導員 一以上

2 当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員(当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員(前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に規定する看護職員又は介護職員。次項及び第七項において「介護職員等」という。)を、常時一人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員等として従事することができるものとする。

5 前各項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第一項第一号の生活相談員又は介護職員等のうち一人以上は、常勤でなければならない。

8 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第九十九条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第三節 設備に関する基準

第百条 指定介護予防通所介護事業所には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員の数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第一項に規定する設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百二条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第百一条 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通

所介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者から次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 当該利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する当該利用者に対し行う送迎に要する費用

二 食事の提供に要する費用

三 おむつ代

四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、当該利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第二号に掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所介護事業者は、第三項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第百二条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、運営規程(次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。)を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定介護予防通所介護の利用定員

五 指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

六 通常の事業の実施地域

七 サービス利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第百三条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供することができるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めて

おかなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者により指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第百四条 指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第百五条 指定介護予防通所介護事業者は、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下「非常災害」という。)に備えるため、周辺の地域の環境及び利用者の特性等を踏まえ、利用者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに利用者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に従業者、利用者等に周知しなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、第一項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

(衛生管理等)

第百六条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第百七条 指定介護予防通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間(第四号及び第五号に掲げる記録にあつては、二年間)保存しなければならない。

一 介護予防通所介護計画

二 次条において準用する第二十条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

- 三 次条において準用する第二十四条の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 次条において準用する第三十五条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 五 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及びその際に採った処置についての記録

3 指定介護予防通所介護事業者は、第一項の諸記録のうち介護予防サービス費及び特例介護予防サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

(準用)

第九十八条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十四条、第二十五条、第三十一条から第三十八条まで及び第五十四条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第二十七条」とあるのは「第九十二条」と、同項、第二十五条及び第三十一条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所介護の基本取扱方針)

第九十九条 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、介護予防通所介護の目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師との連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、単に、利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身の機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身の機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働き掛けに努めなければならない。

(指定介護予防通所介護の具体的取扱方針)

第一百条 指定介護予防通所介護の方針は、第九十七条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じた情報の収集その他の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

- 二 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、当該サービスの提供を行う期間等を定めた計画（以下「介護予防通所介護計画」という。）を作成すること。
- 三 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成すること。
- 四 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、当該利用者の同意を得ること。
- 五 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付すること。
- 六 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。
- 七 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、その提供の方法等について、理解しやすいように説明すること。
- 八 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行うこと。
- 九 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供を開始した時から少なくとも一月に一回、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了する時まで少なくとも一回、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
- 十 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。
- 十一 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うこと。
- 十二 第一号から第十号までの規定は、前号の介護予防通所介護計画の変更について準用すること。

（指定介護予防通所介護の提供に当たつての留意点）

第百十一条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防の効果을最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

一 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されているものその他の適切なものとする。

二 利用者が虚弱な高齢者であることを十分に考慮し、当該利用者に危険が生ずるような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないこととするほか、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等により当該利用者の安全の確保に関し最大限に配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第十二条 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っている時に利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時の手引書等を作成し、その事業所内の従業員に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者の転倒等を防止するために必要な環境の整備に努めなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、当該利用者にとって無理のない適度なサービスの内容とするように努めなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者の体調の変化に常に留意し、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行うことその他の必要な措置を講じなければならない。

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業員の員数)

第十三条 基準該当介護予防通所介護の事業を行う者（以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき基準該当介護予防通所介護の提供に当たる従業員（以下この節において「介護予防通所介護従業員」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 基準該当介護予防通所介護の提供日ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が、利用者（当該基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の

事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護及び基準該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。)の数が十五までの場合にあつては一以上、利用者の数が十五を超える場合にあつては十五を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 機能訓練指導員 一以上

- 2 当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員(当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員(前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に規定する看護職員又は介護職員。次項において「介護職員等」という。)を常時一人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員等として従事することができるものとする。
- 5 前各項の基準該当介護予防通所介護の単位は、基準該当介護予防通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百三十二条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第百十四条 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(設備及び備品等)

第百十五条 基準該当介護予防通所介護事業所には、食事、機能訓練、静養、生活相談及び事務を行うための場所をそれぞれ設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員の数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

二 生活相談を行う場所 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第一項に規定する設備は、専ら当該基準該当介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百三十四条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準をもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第百十六条 第九条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十条、第二十二條、第二十四條、第二十五条、第三十一条から第三十八条まで（第三十五条第五項及び第六項を除く。）及び第五十四条並びに第一節、第四節（第百一条第一項及び第百八条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第二十七条」とあるのは「第百二条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第二十条第一項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第百一条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第三項中「前三項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第八章 介護予防通所リハビリテーション**第一節 基本方針**

第百十七条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者